

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

利子補給制度のご案内

旭川市では、市内の小規模事業者の経営改善及び経営基盤の強化を支援するため、日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）を利用者に対し、支払った利子の一部を補給します。本書は、制度の利用をご検討される小規模事業者の皆様に向けて、制度の概要と手続の流れをご案内するものです。

1 補助制度の概要

目的	小規模事業者の経営改善及び経営基盤の強化を図り、資金調達に係る負担の軽減を支援することで、地域経済の振興に資することを目的とします。
補助内容	対象融資に係る支払った利子の一部を補給します。 ※ 令和8年2月2日（月）から令和9年1月29日（金）までに実行された対象融資が補助対象です。
対象となる融資	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）
申請の受付	旭川商工会議所 又は あさひかわ商工会 を経由して、市へ提出
予算	本制度は予算の範囲内で実施するため、申請額が予算に達した場合は受付を終了することがあります。

2 交付対象者の要件

マル経融資を借り入れた方で、次の要件をすべて満たす方が補助の対象となります。

- ・ 対象融資の融資実行日が令和8年2月2日（月）から令和9年1月29日（金）であること
- ・ 補給金の交付申請時において、現に事業を営んでいること
- ・ 補給金の交付申請時において、市町村税の滞納がないこと

※ 交付対象者が複数の対象融資を利用している場合、交付対象となる融資は1口とします。

3 補給金の額

交付申請に属する期間の支払済み利子のうち **年 1.6%相当額**

補給金の額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

4 補助対象期間

利子補給の対象となる期間は、融資の実行時期に応じて次のとおりです。

融資実行日	補助対象期間（1年間）
令和8年2月2日（月）～ 令和8年7月31日（金）	令和8年8月3日（月）以後、最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで
令和8年8月3日（月）～ 令和9年1月29日（金）	対象融資に係る最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで

5 申請から利子補給金の支払までの流れ

手続は、次の流れで進みます。

① 融資実行	日本政策金融公庫がマル経融資を実行します （補助対象は令和8年2月2日（月）～令和9年1月29日（金）に実行された融資）。
② 交付申請	交付申請書兼請求書（様式第1号）に日本政策金融公庫が発行する「お支払済額明細書」及び「利息支払証明書」、納税証明書等を添えて、旭川商工会議所又はあさひかわ商工会を經由して提出します。
③ 取りまとめ・提出	旭川商工会議所・あさひかわ商工会が申請を取りまとめ、市へ提出します。
④ 交付決定	市が審査のうえ、交付決定通知書（様式第2号）を申請者へ交付します。
⑤ 利子補給金の支払	市が申請者へ利子補給金を支払います。

6 申請時期

申請時期は次のとおりで、過去の申請期間に係る支払済み利子を遡って申請することはできません。

申請時期	対象となる支払済み利子の期間
令和9年2月	令和8年8月～令和9年1月の支払済み利子分
令和9年8月	令和9年2月～令和9年7月の支払済み利子分
令和10年2月	令和9年8月～令和10年1月の支払済み利子分
令和10年3月	令和10年2月の支払済み利子分

7 申請に必要な書類

- 交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- 日本政策金融公庫が発行する「お支払済明細書」及び「利息支払明細書」
- 納税証明書 … 市町村税の滞納がないことの証明書で、発行後 1 か月以内のもの（写し可）
- その他、市長が必要と認める書類

※ 各種様式は旭川市ホームページからダウンロードできます。市が審査し、交付が適当と認めたときは交付決定通知書（様式第 2 号）により通知のうえ補給金を支払います。

8 申請のご相談・受付窓口

交付申請書兼請求書（様式第 1 号）は、次のいずれかの窓口へご提出ください。申請の内容や必要書類についてのご相談も承ります。

旭川商工会議所 産業支援部産業支援課

〒070-8540

旭川市常盤通 1 丁目道北経済センター 3 階

TEL 0166-22-8414

あさひかわ商工会

〒079-8412

旭川市永山 2 条 19 丁目 5 番 11 号

TEL 0166-48-1651

補助事業に関するお問合せ先

旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係

〒070-8525

旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市総合庁舎 6 階

TEL (0166) 25-7042 (直通) / FAX (0166) 24-7833

E-mail : keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

※ この補給金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

経営改善に取り組む小規模事業者の皆様を応援します！

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

利子補給制度のご案内

旭川市では、市内の小規模事業者の経営改善及び経営基盤の強化を支援するため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の利用者に対し、支払った利子の一部を補給します。

補給率

年**1.6%**相当額

補給対象期間

融資の利子支払回数 **12回**

■ 対象となる方

マル経融資を借り入れた方で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① 融資実行日が令和8年2月2日（月）～令和9年1月29日（金）までであること
- ② 交付申請時において、事業を営んでいること
- ③ 交付申請時において、市町村税の滞納がないこと

※ 交付対象者が複数の対象融資を利用している場合、交付対象となる融資は1口とします。

■ 補助対象期間

- **令和8年2月2日（月）～7月31日（金）までの間に実行**
令和8年8月3日（月）以後、最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで
- **令和8年8月3日（月）～令和9年1月29日（金）までの間に実行**
対象融資に係る最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで

■ 申請時期

令和9年2月 令和8年8月～令和9年1月の支払済み利子分
令和9年8月 令和9年2月～令和9年7月の支払済み利子分
令和10年2月 令和9年8月～令和10年1月の支払済み利子分
令和10年3月 令和10年2月の支払済み利子分

※ 予算の範囲内で実施するため、受付を終了する場合があります。

■ 申請から利子補給金の支払までの流れ

- 1 日本政策金融公庫** マル経融資を実行（実行日：令和8年2月2日（月）～令和9年1月29日（金））
- 2 申請者 → 旭川商工会議所・あさひかわ商工会** 「交付申請書兼請求書」に日本政策金融公庫が発行する「お支払済額明細書」及び「利息支払証明書」、納税証明書等を添えて提出します。
- 3 旭川商工会議所・あさひかわ商工会 → 旭川市** 申請書類を取りまとめ、市へ提出します。
- 4 旭川市 → 申請者** 審査の上、交付決定通知書を交付し、利子補給金を支払います。

申請のご相談・受付窓口

旭川商工会議所 産業支援部産業支援課

〒070-8540 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階
TEL 0166-22-8414

あさひかわ商工会

〒079-8412 旭川市永山2条19丁目5番11号
TEL 0166-48-1651

補助事業に関するお問合せ先

旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階
TEL 0166-25-7042（直通）

FAX 0166-24-7833

E-mail keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

※ 交付申請書兼請求書等の各種様式は、旭川市ホームページからダウンロードできます。

※ この補給金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。